金●●●, ●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

金

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお,上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,

(請求債権目録(1)記載の債権について)

金●●●, ●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

(請求債権目録(2)記載の債権について)

金●●●,●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし,上記残額が月額44万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除し た金額

なお,上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,

(請求債権目録(1)記載の債権について)

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお,上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,

(請求債権目録(2)記載の債権について)

金円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭害金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし,上記残額が月額44万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお,上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,

【養育費等債権の未払分と将来分を請求する場合】 【記載例】3-1 ※婚姻費用の未払分と将来分を請求する場合は、【記載例】3-2をご覧ください。

差 押 債 権 目 録

- 1 金●●●, ●●●円 (請求債権目録記載の1)
- 2(1) 令和●年●月から令和●年●月まで,毎月●日限り,金●●,●●●円ずつ (請求債権目録記載の2の(1))
 - (2) 令和●年●月から令和●年●月まで,毎月●日限り,金●●,●●●円ずつ (請求債権目録記載の2の(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に 支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除し た金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

- 1 金●●●, ●●●円 (請求債権目録記載の1)
- 2 令和●●年●月から離婚又は別居の解消に至るまでの間,毎月●日限り,金● ●,●●●円ずつ(請求債権目録記載の2)

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下 記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除し た金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

1 金 円 (請求債権目録記載の1)

2

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2 の金額については、その確定期限の到来後に 支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除し た金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】4-1

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(1)記載の債権について)

- 1 金●●●, ●●●円 (請求債権目録 (1) 記載の1)
- 2(1) 令和●年●月から令和●年●月まで,毎月●日限り,金●●,●●●円ずつ (請求債権目録(1)記載の2の(1))
 - (2) 令和eta eta eta月から令和eta eta eta月まで,毎月eta eta eta日限り,金eta eta , eta eta eta日ずつ (請求債権目録 (1) 記載の2の(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に 支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお,上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,

【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】4-2

差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(2)記載の債権について)

金●●●, ●●●円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし,上記残額が月額44万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除し た金額

なお,上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,

(請求債権目録(1)記載の債権について)

1 金

円 (請求債権目録(1)記載の1)

2

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2 の金額については、その確定期限の到来後に 支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

(請求債権目録(2)記載の債権について)

金 円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして,本命令送達時に支払期にある分以降頭害金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし,上記残額が月額44万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお,上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは,